

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 22 号

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町町税条例施行規則(昭和 60 年寒川町規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表中「相続人の代表者届出書」を「相続人の代表者届出書兼現所有者申告書」に改める。

第 23 号様式を次のように改める。

第 23 号様式(別表関係)

相続人の代表者届出書兼現所有者申告書

年 月 日

(宛先) 寒 川 町 長

相続人の代表者 住 所
氏 名
電話番号
(携帯番号)

㊞

次のとおり相続人の代表者を届け出ます。また、被相続人が固定資産課税台帳に登録されている場合は、現所有者について次のとおり申告します。

被 相 続 人	ふりがな 氏 名・生年月日		死亡時の住（居）所及び死亡年月日		
	年 月 日生		(年 月 日死亡)		
相 続 人 代 表 者 を 含 む (現 所 有 者)	ふりがな 氏 名・生年月日		住（居）所	続 柄	相続分
	代 表 者	㊞ 年 月 日生			
		㊞ 年 月 日生			
		㊞ 年 月 日生			
		㊞ 年 月 日生			
		㊞ 年 月 日生			
		㊞ 年 月 日生			
		㊞ 年 月 日生			
備 考					

- (注) 1 相続人の代表者は、その被相続人の死亡時の住所又は居所と同一の住所又は居所を有する相続人
その他その被相続人の地方団体の徴収金の納付又は納入につき便宜を有する者のうちから定めて
ください。
- 2 包括受遺を受けた法人は、備考欄に法人番号を記載してください。
- 3 現所有者は、民法等の規定による権原に基づき土地又は家屋の現実の所有者となっている方
(相続をしたが相続登記をしていない方など) です。単に現実に使用収益している方は含まれません。
- 4 記載内容を確認するため、調査等を行う場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(残存用紙の使用)

- 2 この規則の施行前に、改正前の寒川町町税条例施行規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。